

第7回岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会次第

日 時 平成16年1月13日(火)
午後2時
場 所 真壁町総合福祉センター
2階 集会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

報告第17号 第3回新市事務所位置選定小委員会の審議結果について

報告第18号 新市建設計画に関する住民アンケート結果について

4 協議事項

議案第14号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続)

議案第22号 慣行の取扱いについて(案)

議案第23号 窓口業務の取扱いについて(案)

議案第24号 保育事業の取扱いについて(案)

議案第25号 健康づくり事業の取扱いについて(案)

議案第26号 ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて(案)

議案第27号 建設関係事業の取扱いについて(案)

議案第28号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて(案)

5 そ の 他

6 閉 会

報告第17号

第3回新市事務所位置選定小委員会の審議結果について

第3回新市事務所位置選定小委員会の審議結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

平成16年1月5日

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間小四郎様

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会新市事務所位置選定小委員会
委員長 大塚秀喜

第3回新市事務所位置選定小委員会結果報告

12月25日開催した小委員会において、下記事項について委員の意見をとりまとめましたので報告いたします。

記

- 1 新市庁舎については新市建設計画期間内に建設する。
- 2 新市庁舎建設までの新市の事務所の位置については引き続き審議する。

報告第18号

新市建設計画に関する住民アンケート結果について

新市建設計画に関する住民アンケート結果について、別添報告書のとおり報告する。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

議案第 14 号 (協定項目 6)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて (案)

議会議員の定数及び任期の取扱いのうち、定数については次のとおり提案する。

合併特例法第 7 条第 1 項第 1 号の規定適用後の議員の定数は、26 人とする。

平成 16 年 1 月 13 日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

慣行の取扱いについて(案)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- (1) 新市の市章については、合併時まで決定する。
- (2) 市の花、木、鳥については、新市において調整する。
- (3) 市民憲章、宣言については、新市において調整する。
- (4) 名誉市民制度については、新市において再編する。すでにその称号を贈られている名誉町村民は、新市に引き継ぐものとする。
- (5) 市表彰等については、新市において再編する。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会の調整内容

参考資料

協 定 項 目	19 慣行の取扱い	専門部会	企画・総務部会	分科会	総務・企画分科会
調整の内容	(1) 新市の市章については、合併時まで決定する。 (2) 市の花、木、鳥については、新市において調整する。 (3) 市民憲章、宣言については、新市において調整する。 (4) 名誉市民制度については、新市において再編する。すでにその称号を贈られている名誉町村民は、新市に引き継ぐものとする。 (5) 市表章等については、新市において再編する。				

現 況		
岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
町章（昭和40年制定）  <p>「岩」の冠「山」は筑波山をかたどり、3つの三角形の組み合わせは旧三那珂を表したものである。 特に、町政の安定と町民の生活向上を祈念して、最も安定度を示す正三角形の中にこれを収めた。 頂点を欠いているのは、将来の上昇発展の可能性を意義づけているからである。</p>	町章（昭和30年9月13日制定）  <p>躍進する真壁町も（マカベ）を合せ図案化。真壁町の円満なる躍進発展と合併町民の融和を翼型と円形にシンボライズしたものである。</p>	村章（昭和40年 3月12日制定）  <p>カタカナの大和を図案化したもので、左右に分かれた両翼で村の飛躍発展を象徴し、外部の円は、村の円満と融和を表現したものである。</p>

岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
<p>町民憲章（昭和60年4月1日制定）</p> <p>わたしたちは、恵まれた自然、古い歴史とよい伝統にはぐくまれたふるさとを愛し、限りない繁栄と幸せを願って、町民憲章を定めます。</p> <p>一、自然を大切にし、美しいまちをつくりましょう。</p> <p>一、ふるさとを愛し、誇りあるまちをつくりましょう。</p> <p>一、教養を深め、香り高い文化のまちをつくりましょう。</p> <p>一、すこやかで仕事に励み、豊かなまちをつくりましょう。</p> <p>一、思いやりの心を育て、なごやかなまちをつくりましょう。</p> <p>「町の木」「町の花」「町の鳥」「町の歌」 昭和60年4月1日制定</p> <p>花：桜 木：もくせい 鳥：うぐいす 歌：岩瀬よいとこ</p>	<p>町民憲章（昭和59年12月1日制定）</p> <p>筑波、加波の山ふところにいだかれ 桜川の清流にそうまかべは、万葉の歴史とふるい伝統を今のとどめるまちです。 わたくしたちは、このすばらしい郷土に誇りをもって、さらにすみよいまちにするよう、とわの願いをこめてここに町民憲章を定めます。</p> <p>一、自然を愛し水と緑の美しいまちをつくりましょう</p> <p>一、たがいに信じ助けあう明るいまちをつくりましょう</p> <p>一、教養をふかめ文化のかおりたかいまちをつくりましょう</p> <p>一、スポーツにしたしみすこやかなまちをつくりましょう</p> <p>一、仕事にはげみゆたかなまちをつくりましょう</p> <p>「町の木」「町の花」「町の鳥」「町の歌」 昭和51年12月16日制定</p> <p>花：ヤマユリ 木：サザンカ 鳥： - 歌：真壁町音頭、石の町音頭</p>	<p>村民憲章（昭和55年4月11日制定）</p> <p>わたくしたちは、名峰加波山をあおぎ、清らかな桜川の流れ、緑濃い大自然に囲まれ、先人から受け継いだ古い歴史をもつ、大和の村民です。</p> <p>わたくしたちは、ふるさとを愛し、健康でさらに文化的で明るい生活を営むために、ここに村民憲章を定めます。</p> <p>一、ふるさとを愛し、大きく和する村を作りましょう。</p> <p>一、仕事に励み、豊かな村をつくりましょう。</p> <p>一、秩序を守り、明るい村をつくりましょう。</p> <p>一、教養を高め、文化の村をつくりましょう。</p> <p>一、互助と信頼を深め、住みよい村をつくりましょう。</p> <p>「町の木」「町の花」「町の鳥」「町の歌」 昭和56年9月13日制定</p> <p>花：きく 木：けやき 鳥： - 歌：大和村民の歌</p>

岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
<p>宣 言 暴走族追放の町宣言</p> <p>名誉町民制度 岩瀬町名誉町民条例</p> <p>表彰制度 岩瀬町ほう賞及び感謝状の贈呈に関する規則</p>	<p>宣 言 交通安全町宣言（昭和 43 年 12 月 1 日） スポーツの町宣言（昭和 53 年 9 月 21 日） 非核・平和の町宣言（昭和 63 年 10 月 1 日） 暴力追放の町宣言（平成 9 年 3 月 31 日）</p> <p>名誉町民制度 真壁町名誉町民条例</p> <p>表彰制度 真壁町表彰条例 功労表彰 善行表彰</p>	<p>宣 言 交通安全村宣言 暴力追放の町宣言（平成9年3月6日）</p> <p>名誉村民制度 大和村名誉町民条例</p> <p>表彰制度 大和村表彰条例 功労表彰 善行表彰 大和村職員表彰規則</p>

先進事例

篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

新潟市

- (1) 市の花、木、鳥、歌については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町の町民歌については黒埼地区の愛唱歌として、黒埼町の木については黒埼地区の推奨の木として、それぞれ伝承していくこととした。
- (2) 市民憲章については、新潟市の制度に統一。ただし、黒埼町民憲章は黒埼地区の憲章として承継していくこととした。
- (3) 行事等については、成人式は新潟市の制度に統一。ただし、黒埼地区の出初め式は別途実施することとした。

議案第23号(協定項目24-4)

窓口業務の取扱いについて(案)

窓口業務の取扱いについて次のとおり提案する。

窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、合併時に統一する。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会の調整内容

協定項目	24 - 4 窓口業務の取扱い	専門部会	住民部会	分科会	住民分科会
調整内容	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、合併時に統一する。				
現 況					
事務事業名	岩瀬町	真壁町	大和村		
交付時間	AM 8 : 30 ~ PM 5 : 15	AM 8 : 30 ~ PM 5 : 15	AM 8 : 30 ~ PM 5 : 15		
交付窓口	住民課窓口	町民課窓口	住民課窓口		
戸籍受付	出生・婚姻・離婚・死亡が主な届出で、何時でも届出することができる。 創設的届出 20項目 報告的届出 30項目	出生・婚姻・離婚・死亡が主な届出で、何時でも届出することができる。 創設的届出 20項目 報告的届出 30項目	出生・婚姻・離婚・死亡が主な届出で、何時でも届出することができる。 創設的届出 20項目 報告的届出 30項目		
戸籍記載事務	届出後、戸籍総合システムにより入力を行い、一部和文タイプライターにて記載する。	届出後、和文タイプライターにて記載する。	届出後、受付帳に記入し、和文タイプライターにて記載する。		
住民基本台帳登録・異動処理事務	住民に関する異動を住民登録システムに入力する。 転入・転出・転居・世帯主変更・世帯合併・世帯分離・地番錯誤等	住民に関する異動を住民登録システムに入力する。 転入・転出・転居・世帯主変更・世帯合併・世帯分離・地番錯誤等	住民に関する異動を住民登録システムに入力する。 転入・転出・転居・世帯主変更・世帯合併・世帯分離・地番錯誤等		
住民基本台帳ネットワークシステム	ネットワーク化する情報 氏名・生年月日・性別・住所 住民票カード交付手数料 500円 住民票広域交付手数料 200円	ネットワーク化する情報 氏名・生年月日・性別・住所 住民票カード交付手数料 500円 住民票広域交付手数料 500円	ネットワーク化する情報 氏名・生年月日・性別・住所 住民票カード交付手数料 500円 住民票広域交付手数料 300円		

<p>印鑑登録</p>	<p>住民基本台帳法に基づき住民登録している者及び外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されているものが登録できる。 印鑑登録証交付 1件 200円</p>	<p>住民基本台帳法に基づき住民登録している者及び外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されているものが登録できる。 印鑑登録証交付 無料 印鑑登録証再交付 1件 1,000円 一部カード式</p>	<p>住民基本台帳法に基づき住民登録している者及び外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されているものが登録できる。 印鑑登録証交付 無料 印鑑登録証再交付 1件 300円</p>
<p>各種証明書の交付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明 ・年金現況証明（公的年金） ・年金現況証明（個人年金等） ・不在住証明 ・不在籍証明 ・証明願（土地の名称・地番変更） ・印鑑登録証明 ・外国人登録原票記載事項証明 ・戸籍全部事項証明（謄本） ・戸籍個人事項証明（抄本） ・戸籍一部事項証明 ・除籍全部事項証明（謄本） ・除籍個人事項証明（抄本） ・除籍一部事項証明 ・戸籍記載事項証明 ・除籍記載事項証明 ・身分証明書 ・戸籍届出受理証明 ・戸籍届出受理証明（上質） ・届出書の記載事項証明（届出書の写し） ・戸籍の附票 ・住民基本台帳の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明 ・年金現況証明（公的年金） ・年金現況証明（個人年金等） ・不在住証明 ・不在籍証明 ・証明願（土地の名称・地番変更） ・印鑑登録証明 ・外国人登録原票記載事項証明 ・戸籍全部事項証明（謄本） ・戸籍個人事項証明（抄本） ・戸籍一部事項証明 ・除籍全部事項証明（謄本） ・除籍個人事項証明（抄本） ・除籍一部事項証明 ・戸籍記載事項証明 ・除籍記載事項証明 ・身分証明書 ・戸籍届出受理証明 ・戸籍届出受理証明（上質） ・届出書の記載事項証明（届出書の写し） ・戸籍の附票 ・住民基本台帳の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・住民票記載事項証明 ・年金現況証明（公的年金） ・年金現況証明（個人年金等） ・不在住証明 ・不在籍証明 ・住所証明（軽自動車検査申請用） ・印鑑登録証明 ・外国人登録原票記載事項証明 ・戸籍全部事項証明（謄本） ・戸籍個人事項証明（抄本） ・戸籍一部事項証明 ・除籍全部事項証明（謄本） ・除籍個人事項証明（抄本） ・除籍一部事項証明 ・戸籍記載事項証明 ・除籍記載事項証明 ・身分証明書 ・戸籍届出受理証明 ・戸籍届出受理証明（上質） ・届出書の記載事項証明（届出書の写し） ・戸籍の附票 ・住民基本台帳の閲覧

臨時運行許可手 続き	税務課担当 許可書 1件 750円	道路運送車両法に基づき臨時運行の 許可業務を行っている。 許可書 1件 750円	
---------------	--------------------------	--	--

保育事業の取扱いについて(案)

保育事業の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1 公立保育所(岩瀬町・大和村)については、現行のとおり新市に引継ぎ、保育時間については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- 2 保育料については、国の徴収基準額を参考に合併時に再編する。保育料減免については合併時に統一する。
- 3 私立保育所運営補助制度については、真壁町の制度を新市に引き継ぐ。
- 4 公立保育所給食については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- 5 日本体育・学校健康センター共済掛金については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- 6 乳児保育事業については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。
- 7 送迎バスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会の調整内容

協定項目	24 - 8 保育事業の取扱い	専門部会	住民部会	分科会	児童福祉分科会
調整内容	1 公立保育所（岩瀬町・大和村）については、現行のとおり新市に引継ぎ、保育時間については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。				
	2 保育料については、国の徴収基準額を参考に合併時に再編する。保育料減免については合併時に統一する。				
	3 私立保育所運営補助制度については、真壁町の制度を新市に引き継ぐ。				
	4 公立保育所給食については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。				
	5 日本体育・学校健康センター共済掛金については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。				
	6 乳児保育事業については、合併時に岩瀬町の制度に統一する。				
	7 送迎バスの運行については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。				
現 況					
事務事業名	岩瀬町	真壁町	大和村		
保育所数及び定員	公立 3 箇所 岩瀬保育所 180人 東部保育所 150人 北部保育所 90人 合計 420人	公立 なし	公立 1 箇所 やまと保育所 60人		
保育時間	(通常保育) 月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00 (希望保育) 月～金 7:30～18:30		(通常保育) 月～金 8:00～16:30 土 なし (希望保育) 月～金 7:45～18:00 土 8:00～12:30		
民間保育所運営補助		私立 真壁保育園 民間保育施設運営費補助金 1人につき 月 1,000円 民間保育児童間食費補助金 1人につき 月 150円			

現 況											
事務事業名	岩瀬町	真壁町	大和村								
保 育 料	保育所保育料徴収基準表			保育所保育料徴収基準表			保育所保育料徴収基準表				
	区分	徴収基準表（月額）			区分	徴収基準表（月額）			区分	徴収基準表（月額）	
		3 歳未満児	3歳児	4 歳以上児		3 歳未満児	3歳児	4 歳以上児		3 歳未満児	3 歳以上児
	第1階層	0	0	0	第1階層	0	0	0	第1階層	0	0
	第2階層	7,000	5,000	5,000	第2階層	9,000	6,000	6,000	第2階層	9,000(母子0)	6,000(母子0)
	第3階層	12,000	9,000	9,000	第3階層	19,500	16,500	16,500	第3階層	19,500 (母子18,500)	16,500 (母子15,500)
	第4階層	24,500	20,500	20,500	第4階層	25,500	22,950	22,950	第4階層	30,000	27,000
	第5階層	42,500	24,000	22,000	第5階層	37,820	29,550	24,230	第5階層	37,000	32,000
第6階層	55,000	27,000	22,000	第6階層	51,850	29,550	24,230	第6階層	45,000	38,000	
第7階層	55,000	27,000	22,000	第7階層	68,000	29,550	24,230	第7階層	45,000	38,000	
納付方法	口座引き落とし			口座引き落とし			口座引き落とし				
減 免	保護者に徴収金を負担する能力がないと認めるときは、町長は、全部または、その一部を免除することができる。			町長が必要と認めたものに対して全部または、一部を免除することができる。			保護者が負担することができないと認めるときは、その一部を免除することができる。				
保育園給食	献立作成は栄養士が作成し、各保育所で調理している。 岩瀬保育所 栄養士 1名 調理士兼用務員 1名 調理（パート）1名 東部保育所 調理師 1名 用務員（臨時）1名 北部保育所 調理師 1名 用務員（臨時）1名						献立は調理師が作成し、保育所で調理している。1, 2歳児は完全給食、3歳以上は副食のみ給食を実施している。 やまと保育所 調理師 1名				

現 況			
事務事業名	岩瀬町	真壁町	大和村
日本体育・ 学校健康セ ンター共済 掛金	共済掛金 1人 385円 保護者負担 240円 設置者負担 145円		共済掛金 1人 385円 全額設置者負担
乳児保育促 進事業	生後七カ月後から実施 岩瀬保育園、東部保育園でのみ実施		
送迎バス の運行	なし		あり

健康づくり事業の取扱いについて(案)

健康づくり事業の取扱いについて次のとおり提案する。

- 1 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 保健計画等については、合併後、新市において策定する。
- 3 予防接種事業については、合併時に再編する。
- 4 母子保健事業については次のとおりとする。
母子保健事業に基づく共通事業については、合併時に統一する。
単独事業については、実施の必要性を考慮し合併時に再編する。
- 5 老人保健事業については、合併時に統一する。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会の調整内容

協定項目	24 - 9 健康づくり事業の取扱い	専門部会	住民部会	分科会	健康分科会
調整内容	1 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 保健計画等については、合併後、新市において策定する。 3 予防接種事業については、合併時に再編する。 4 母子保健事業については次のとおりとする。 母子保健事業に基づく共通事業については、合併時に統一する。 単独事業については、実施の必要性を考慮し合併時に再編する。 5 老人保健事業については、合併時に統一する。				
	現 況				
事務事業名	岩瀬町	真壁町	大和村		
保健センター等の管理運営	総合福祉センター 職員 10名(保健師 5名) 施設管理 社会福祉協議会	保健センター 職員 6名(保健師 5名) 施設管理 保健福祉センター	体力増進センター 職員 3名(保健師 2名) 施設管理 教育委員会生涯学習課		
保健計画策定に関すること	老人保健福祉・介護保険事業計画 (H12~16年度) 母子保健計画 (H14~23年度)	老人保健福祉・介護保険事業計画 (H12~16年度) 母子保健計画 (H14~18年度)	老人保健福祉計画・介護保険事業計画 (H14~19年度) 母子保健計画 (H14~18年度)		
予防接種事業	集団接種 三種混合・二種混合 ポリオ・日本脳炎・風疹 個別接種 麻しん・インフルエンザ 集団接種に伴う医師について 予診医 2名~3名 実施医 1名~2名 医師報酬 18,000円	集団接種 三種混合・二種混合 ポリオ・日本脳炎・風疹 個別接種 麻しん・インフルエンザ 集団接種に伴う医師について 予診医 1名~2名 実施医 1名 医師報酬 15,000円	集団接種 三種混合・二種混合・ポリオ 日本脳炎・風疹・麻しん 個別接種 インフルエンザ 集団接種に伴う医師について 予診医 1名 実施医 1名 医師報酬 15,000円		

事務事業名	岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
母子保健事業	1 母子健康手帳交付 2 妊婦・乳児委託健康診査 3 妊婦教室・両親教室 4 育児相談 2～3か月児育児相談 子育て相談 5 乳児健診 (未実施) 6 1歳児～13ヶ月健診 お誕生健診 7 1歳6か月児健診 8 3歳児健診 9 2歳児歯科健診 10 2歳6か月児歯科健診 11 すこやか健診(経過観察児健診) 12 発達事後教室 「よちよちランド」 「ことばの相談室」(個別) 「子育て講演会」(集団) 13 母子訪問指導 新生児訪問・乳幼児訪問 14 育児支援事業 「楽しい子育て教室」 「キッドピクス」 「子育て講演会」 15 サークル支援 自主育児サークル支援活動 16 乳幼児歯科対策事業 未実施 17 学校保健に関すること 18 離乳食教室	1 母子健康手帳交付 2 妊婦・乳児委託健康診査 3 マタニティクラス 4 育児相談 5 乳児健診 5ヶ月児健診 6 1歳児～13ヶ月健診 1歳児健診 7 1歳6ヶ月児健診 8 3歳児健診 9 2歳児歯科健診 10 2歳6か月児歯科健診 (未実施) 11 経過観察児健診 (未実施) 12 乳幼児発達事後教室 13 母子訪問指導 14 育児支援事業 15 サークル支援 16 乳幼児歯科対策事業 17 学校保健に関すること 18 離乳食教室	1 母子健康手帳交付 2 妊婦・乳児委託健康診査 3 妊婦教室 (未実施) 4 育児相談 11～13ヶ月児相談 5 乳児健診 6 1歳児～13ヶ月健診 7 1歳6ヶ月児健診 8 3歳児健診 9 2歳児歯科教室・相談 10 2歳6か月児歯科健診 11 経過観察児健診 12 発達事後教室 13 母子訪問指導 14 育児支援事業 15 サークル支援 16 乳幼児歯科対策事業 17 学校保健に関すること 18 離乳食教室

事務事業名	岩 瀬 町			真 壁 町			大 和 村		
老人保健事業	1 老人健康手帳交付 2 健康教育 3 健康相談 4 健診事業 検診内容 ・基本健康診査 ・成人病（婦人）検診 ・肝炎ウイルス検査 ・がん検診 肺がん 胃がん 大腸がん 子宮がん 乳がん 前立腺がん 委託先 茨城県総合健診協会 個人負担			1 老人健康手帳交付 2 健康教育 3 健康相談 4 健診事業 検診内容 ・基本健康診査 ・成人病（婦人）検診 ・肝炎ウイルス検査 ・がん検診 肺がん 胃がん 大腸がん 子宮がん 乳がん（マンモ） 前立腺がん ・骨粗しょう症検診 委託先 茨城県総合健診協会 個人負担			1 老人健康手帳交付 2 健康教育 3 健康相談 4 健診事業 検診内容 ・基本健康診査 ・成人病（婦人）検診 ・肝炎ウイルス検査 ・がん検診 肺がん 胃がん 大腸がん 子宮がん 乳がん（超音波・マンモ） 前立腺がん ・骨粗しょう症検診 ・健康度評価 委託先 茨城県総合健診協会 個人負担		
	項目	15年度	16年度	項目	15年度	16年度	項目	15年度	16年度
	基本健診	1,000	1,000	基本健診		1,000	基本健診	1,000	1,000
	成人病検診	1,000	1,000	成人病検診		1,000	成人病検診	1,000	1,000
	胃がん検診	1,000	1,000	胃がん検診	500	500	胃がん検診	1,000	1,000
	大腸がん検診	500	500	大腸がん検診	500	500	大腸がん検診		
	子宮がん検診	1,000	1,000	子宮がん検診	500	500	子宮がん検診		
	乳市触診検診	0	500	乳市触診検診	500	500	乳市触診検診	500	500
	マンモ検診	500	500	マンモ検診	500	500	マンモ検診		
	乳超音波検診		500	乳超音波検診			乳超音波検診		
	前立腺がん検診	500	500	前立腺がん検診	2,000	2,000	前立腺がん検診	500	500
	骨粗鬆症検診			骨粗鬆症検診	500	500	骨粗鬆症検診	500	500
	ペプシノーゲン検査			ペプシノーゲン検査			ペプシノーゲン検査	500	500

事務事業名	岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
	5 生活機能回復訓練 6 訪問指導	5 生活機能回復訓練 6 訪問指導	5 生活機能回復訓練 (H16年度は中止) 6 訪問指導

ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて(案)

ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 ごみの排出・収集運搬体制については、可燃ごみは現行どおりとし、不燃ごみについては合併時に統一する。リサイクル資源ごみについては、合併時に統一する。
- 2 指定ゴミ袋制度については、合併時に統一する。
- 3 粗大ごみ収集処理について、合併時に再編する。

平成 16 年 1 月 13 日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会 長 平 間 小 四 郎

協定項目	24-10 ごみ収集運搬業務事業	専門部会	住民部会	分科会	環境衛生分科会
調整内容	1 ごみの排出・収集運搬体制については、可燃ごみは現行どおりとし、不燃ごみについては合併時に統一する。リサイクル資源ごみについては、合併時に統一する。 2 指定ゴミ袋制度については、合併時に統一する。 3 粗大ごみ収集処理について、合併時に再編する。				

		現 況		
事務事業名		岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
可燃ごみ	収集方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
	収集日	週2回	週2回	週2回
不燃ごみ	収集方式	ステーション方式	ステーション方式	ステーション方式
	収集日	月1回	月2回	月1回
ごみステーション		416箇所	296箇所	72箇所
指定ゴミ袋		指定ゴミ袋制度の導入なし 色の指定有り ・透明 ・半透明	規格 可燃ゴミ 30リットル 700mm×500mm 45リットル 800mm×650mm 不燃ごみ 20リットル 600mm×450mm 材質 ポリエチレン	規格 可燃ゴミ 30リットル 700mm×500mm 45リットル 800mm×650mm 不燃ごみ 20リットル 600mm×450mm 材質 ポリエチレン
手数料		有料 月額：200円	無料	無料

現 況			
事務事業名	岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
集団資源再利用事業	<p>【対象団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として行政地区単位 ・優れた団体 <p>【対象品目】</p> <p>4種9品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・缶（アルミ、スチール） ・ビン（白色、茶色、その他） ・古紙（新聞、雑誌、段ボール） ・ペットボトル <p>【収集体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積所 105箇所 ・収集回数 月1回 <p>【奨励金】</p> <p>年度末に奨励金を支払う</p>	<p>【対象団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政地区 ・小中高等学校 <p>【対象品目】</p> <p>5種12品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・缶（アルミ、スチール） ・ビン（白色、茶色、青緑黒） ・古紙（新聞、雑誌、段ボール） ・ペットボトル ・布（古着、毛布） <p>【収集体制】</p> <p>集積所 49箇所 収集回数 月1回</p> <p>【還元金】</p> <p>年2回還元金を交付</p>	<p>【対象団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政地区 <p>【対象品目】</p> <p>5種12品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属類（鉄くず、空き缶等） ・ビン類（酒類びん等） ・紙類（新聞、チラシ、雑誌 段ボール） <p>【収集体制】</p> <p>集積所 18箇所 収集回数 月1回</p> <p>【報償金】</p> <p>売却した量 1kgにつき2円</p>

現 況			
事務事業名	岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
粗大ごみ収集処理に関すること	(1)町が指定した場所へ搬入 【収集】 年 2 回 【収集対象品】 粗大ごみのうち町が指定したもの 【処理手数料】 無料	(1)町が指定した場所へ搬入 【収集】 年 1 回 【収集対象品】 粗大ごみのうち町が指定したもの 【処理手数料】 大 1点につき 1,000 円 中 1点につき 500 円 小 1点につき 300 円	(1)村が指定した場所へ搬入 【収集】 年 1 回 【収集対象品】 粗大ごみのうち村が指定したもの 【処理手数料】 無料
	(2)環境センターに直接搬入 【処理手数料】 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの定めによる	(2)環境センターに直接搬入 【処理手数料】 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの定めによる	(2)環境センターに直接搬入 【処理手数料】 筑西広域市町村圏事務組合環境センターの定めによる

建設関係事業の取扱いについて(案)

建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1. 町村道については、新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については、合併後すみやかに調整する。
2. 官民境界確認事務は、合併時に統一する。
3. 道路、水路、ため池等の管理及び占用にかかる事務は、合併時に統一する。
4. 各期成同盟会及び協議会にかかる事務は、新市に引継ぎ調整する。
5. 国道、県道、市町村道要望の調整事務は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
6. 道路新設・改良事業等における各町村の継続事業については、新市に引き継ぐものとする。
7. 公営住宅整備・既設公営住宅改善事業については、合併後すみやかに調整するものとし、公営住宅管理は合併時に統一する。
8. 公営住宅ストック総合計画については、合併後すみやかに調整する。
9. 都市計画区域については、現行のまま新市に引継ぎ新市において必要に応じ見直しを行うものとする。
10. 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
11. 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

協定項目	24-13 建設関係事業	専門部会	産業・建設	分科会	建設、都市計画、用地・地籍
調整内容	<p>1. 町村道については、新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については、合併後すみやかに調整する。</p> <p>2. 官民境界確認事務は、合併時に統一する。</p> <p>3. 道路、水路、ため池等の管理及び占用にかかる事務は、合併時に統一する。</p> <p>4. 各期成同盟会及び協議会にかかる事務は、新市に引継ぎ調整する。</p> <p>5. 国道、県道、市町村道要望の調整事務は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6. 道路新設・改良事業等における各町村の継続事業については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7. 公営住宅整備・既設公営住宅改善事業については、合併後すみやかに調整するものとし、公営住宅管理は合併時に統一する。</p> <p>8. 公営住宅ストック総合計画については、合併後すみやかに調整する。</p> <p>9. 都市計画区域については、現行のまま新市に引継ぎ新市において必要に応じ見直しを行うものとする。</p> <p>10. 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。</p> <p>11. 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>				

1. 現況														
岩 瀬 町				真 壁 町		大 和 村								
1 国道、県道、町道の整備状況 (単位：m、%)				1 県道、町道の整備状況 (単位：m、%)		1 県道、村道の整備状況 (単位：m、%)								
区 分	実延長	改良率	舗装率	区 分	実延長	改良率	舗装率	区 分	実延長	改良率	舗装率			
国 道	11,913	100.00	100.00	国 道				国 道						
県 道	38,518	69.40	100.00	県 道	52,334	70.95	90.72	県 道	16,300	65.68	100.00			
町 道	1 級	41,117	74.50	95.50	町 道	1 級	38873.8	16.1	100.00	村 道	1 級	17,544	75.82	99.65
	2 級	34,669	54.20	92.80		2 級	16191.6	5.1	97.80		2 級	14,163	67.85	96.78
	その他	557,659	13.90	32.80		その他	479555.5	1.2	40.20		その他	292,388	36.33	34.12
	計	633,445	20.0	40.20		計	534620.9	2.4	46.30		計	324,095	39.84	40.41

<p>2. 道路法に関する諸届出 (1) 道路法24条 (道路管理者以外の者が行う工事) 岩瀬町道路占用規則 岩瀬町道路占用料徴収条例</p>	<p>2. 道路法に関する諸届出 (1) 道路法24条 (道路管理者以外の者が行う工事) 道路法による許可、条例未制定 県「道路占用基準」に準ずる。</p>	<p>2. 道路法に関する諸届出 (1) 道路法24条 (道路管理者以外の者が行う工事) 道路法による許可、条例未制定 県「道路占用基準」に準ずる。</p>
<p>(2) 道路法32条・35条 (占用) 岩瀬町道路占用規則 岩瀬町道路占用料徴収条例</p>	<p>(2) 道路法32条・35条 (占用) 道路法による許可、条例未制定 県「道路占用基準」に準ずる。</p>	<p>(2) 道路法32条・35条 (占用) 道路法による許可、条例未制定 県「道路占用基準」に準ずる。</p>
<p>3. 道路境界確認事務 公図幅員による確認</p>	<p>3. 道路境界確認事務 公図幅員による確認</p>	<p>3. 道路境界確認事務 公図幅員による確認</p>
<p>4. 土地改良区内の道路等の管理 町道に認定し、道路管理者が管理</p>	<p>4. 土地改良区内の道路等の管理 町道に認定し、道路管理者が管理</p>	<p>4. 土地改良区内の道路等の管理 村道に認定し、道路管理者が管理</p>
<p>5. 道路新設改良事業 (1) 各地区の要望に基づく一般的な道路改良事業の実施 (2) 実施計画等の上位計画に基づく道路改良事業の実施 (3) 国、県補助事業による道路改良事業の設計、施工</p>	<p>5. 道路新設改良事業 (1) 各地区の要望に基づく一般的な道路改良事業の実施 (2) 実施計画等の上位計画に基づく道路改良事業の実施 (3) 国、県補助事業による道路改良事業の設計、施工</p>	<p>5. 道路新設改良事業 (1) 各地区の要望に基づく一般的な道路改良事業の実施 (2) 実施計画等の上位計画に基づく道路改良事業の実施 (3) 国、県補助事業による道路改良事業の設計、施工</p>
<p>6. 道路維持管理 (1) 砂利道補修 原則直営 (2) パトロール 随時実施 (3) 除草(伐採) 1・2級道は委託、その他の町道は原則直営 (4) 街路剪定 1級道委託</p>	<p>6. 道路維持管理 (1) 砂利道補修 原則直営 (2) パトロール 随時実施 (3) 除草(伐採) 一部委託、原則直営 (4) 街路剪定 なし</p>	<p>6. 道路維持管理 (1) 砂利道補修 委託、一部直営 (2) パトロール 随時実施 (3) 除草(伐採) 委託、一部直営 (4) 街路剪定 なし</p>

<p>7. 町営住宅</p> <p>(1) 岩瀬町営住宅(12団地293戸)</p> <table border="0"> <tr><td>ますみ</td><td>48戸</td></tr> <tr><td>御領西</td><td>11戸</td></tr> <tr><td>犬田</td><td>24戸</td></tr> <tr><td>御領東</td><td>19戸</td></tr> <tr><td>番匠</td><td>20戸</td></tr> <tr><td>寺前第一</td><td>20戸</td></tr> <tr><td>桜ヶ丘</td><td>10戸</td></tr> <tr><td>北御領</td><td>20戸</td></tr> <tr><td>寺前第二</td><td>19戸</td></tr> <tr><td>鍬田</td><td>54戸</td></tr> <tr><td>金井</td><td>18戸</td></tr> <tr><td>東十枚</td><td>18戸</td></tr> </table> <p>(2) 入居申込 希望団地ごとに入居申込みをし、関係書類については、課税証明・納税証明・住民票・保険証の写しを添付する。申込順に入居していただく。 入居順番が来た場合、連帯保証人誓約書を取り、保証人は2名とし、原則として町内在住で入居者本人と同程度以上の所得を有する人。 上記の手続きが完了したら、敷金を支払い、入居決定通知をし、入居説明を行い、鍵を渡す。</p> <p>(3) 家賃 毎年4月、7月、10月、1月の4回に分けて、町営住宅使用料納入通知書を送付する。 口座振替については、毎月FPDにより引き落としする 毎月25日を納付期限としている。</p>	ますみ	48戸	御領西	11戸	犬田	24戸	御領東	19戸	番匠	20戸	寺前第一	20戸	桜ヶ丘	10戸	北御領	20戸	寺前第二	19戸	鍬田	54戸	金井	18戸	東十枚	18戸	<p>7. 町営住宅</p> <p>(1) 真壁町営住宅(6団地86戸)</p> <table border="0"> <tr><td>桃山</td><td>6戸</td></tr> <tr><td>白井</td><td>20戸</td></tr> <tr><td>谷貝</td><td>10戸</td></tr> <tr><td>細芝第1</td><td>20戸</td></tr> <tr><td>細芝第2</td><td>10戸</td></tr> <tr><td>酒寄</td><td>20戸</td></tr> </table> <p>(2) 入居募集 庁舎へ募集掲示、広報紙「広報まかべ」に募集掲載し、募集期間は約1ヶ月。入居申込み必要書類は、所得証明書(世帯)・納税証明書・勤務先証明書 締切後、入居申込者の住宅困窮状況により選定を行い、入居者を決定する。 入居決定者に対して、誓約書・敷金(家賃の3か月分)の納入などの入居書類提出及び手続をしてもらう。保証人は1名とし、独立の生活を営み、かつ、同等以上の収入を有する者で、入居者の親族、町内に居住、又は勤務する者のいずれかに該当する者。 上記の手続きが完了したら、入居決定通知をし、入居説明を行い、鍵を渡す。</p> <p>(3) 家賃 毎月15日過ぎ、町営住宅使用料預金口座請求送付書兼通知書を町内金融機関へ依頼 毎月25日に口座振替している。 毎年9月25日までに収入報告書を提出してもらい、次年度の家賃決定し、認定通知書を3月初旬に送付する。 家賃決定を行うにあたり、経過年数係数や利便性係数の算出に必要な規則21条の</p>	桃山	6戸	白井	20戸	谷貝	10戸	細芝第1	20戸	細芝第2	10戸	酒寄	20戸	<p>7. 村営住宅 なし</p>
ますみ	48戸																																					
御領西	11戸																																					
犬田	24戸																																					
御領東	19戸																																					
番匠	20戸																																					
寺前第一	20戸																																					
桜ヶ丘	10戸																																					
北御領	20戸																																					
寺前第二	19戸																																					
鍬田	54戸																																					
金井	18戸																																					
東十枚	18戸																																					
桃山	6戸																																					
白井	20戸																																					
谷貝	10戸																																					
細芝第1	20戸																																					
細芝第2	10戸																																					
酒寄	20戸																																					

<p>毎年7月31日までに収入報告書を提出してもらい、次年度の家賃決定し、認定通知書を3月初旬に送付する。</p> <p>家賃決定を行うにあたり、経過年数係数や利便性係数の算出に必要な規則21条の率及び固定資産税評価額を調べ家賃表の作成を12月頃行う。</p> <p>(4) 家賃滞納整理 年度初めに滞納整理計画を作成し、計画に基づき滞納整理を行う。 長期滞納者に対し、催告書の送付を随時行う。(退去者も含む) 年2回程度、強化月間を設定し、訪問等により集金を行う。</p> <p>(5) 日常管理 入居証明書の発行 ・車庫証明用(1軒1台分のみ) 修繕・営繕工事、模様替え・増築については、別紙調査票参照。 施設等の修繕 別紙修繕負担区分により、修繕する。</p>	<p>率及び固定資産税評価額を調べ家賃表の作成を9月頃行う。</p> <p>(4) 家賃滞納整理 年度初めに滞納整理計画を作成し、計画に基づき滞納整理を行う。 長期滞納者に対し、催告書の送付を随時行う。 年2回程度、強化月間を設定し、訪問等により集金を行う</p> <p>(5) 日常管理 入居証明書の発行 修繕・営繕工事等については、緊急修繕・空家修繕・特別修繕により対応</p>	
<p>8. 都市計画マスタープラン 計画期間 2003(平成15年)~2022(平成34年)</p>	<p>8. 都市計画マスタープラン 計画期間 2003(平成15年)~2022(平成34年)</p>	<p>8. 都市計画マスタープラン 計画期間 1998(平成10年)~2017(平成29年)</p>

9. 都市計画の区域区分
 < 下館・結城都市計画区域 >

(単位: km²%)

区 域	面 積	構成比
都市計画区域	87.160	100.00
市街化区域	4.757	5.46
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	0.636 0.73
	第2種低層住居専用地域	0.329 0.38
	第1種中高層住居専用地域	0.172 0.20
	第1種住居地域	0.930 1.07
	第2種住居地域	0.254 0.29
	準住居地域	0.154 0.18
	近隣商業地域	0.084 0.09
	商業地域	0.078 0.09
	準工業地域	0.260 0.30
	工業専用地域	1.860 2.13
市街化調整区域	82.403	94.54

10. 土地区画整理事業

(1) 羽黒土地区画整理事業

羽黒地区全体計画面積・・・70ha

平成元年度・・・A調査策定

平成5年度・・・B調査策定

優先整備地区の決定(段階的整備)

羽黒第一地区・・・25.8ha

都市計画決定・・・平成11年6月10日

事業休止の決定・・・平成14年12月25日

景気の動向により事業再開を検討する。

9. 都市計画の区域区分
 < 下館・結城都市計画区域 >

(単位: km²%)

区 域	面 積	構成比
都市計画区域	63.400	100
市街化区域	2.200	3.5
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	0.390 0.6
	第2種中高層住居専用地域	0.150 0.2
	第1種中高層住居専用地域	0.130 0.2
	第1種住居地域	0.560 0.9
	第2種住居地域	0.340 0.5
	準住居地域	
	近隣商業地域	0.006 0.1
	商業地域	0.003 0.05
	準工業地域	0.220 0.3
	工業専用地域	0.320 0.5
市街化調整区域	61.200	96.5

10. 土地区画整理事業

なし

9. 都市計画の区域区分
 < 下館・結城都市計画区域 >

(単位: km²%)

区 域	面 積	構成比
都市計画区域	29.220	100.00
市街化区域	1.550	5.30
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	0.560 1.92
	第1種中高層住居専用地域	0.060 0.20
	第1種住居地域	0.240 0.82
	準工業地域	0.130 0.44
	工業地域	0.070 0.24
	工業専用地域	0.490 1.68
市街化調整区域	27.670	94.70

10. 土地区画整理事業

(1) 阿部田第1期地区土地区画整理事業
 施行予定面積・・・約4ha

(2) 阿部田第2期地区土地区画整理事業
 施行予定面積・・・約4ha

議案第28号(協定項目24-16)

町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて(案)

町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて次のとおり提案する。

町村立学校(園)の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成16年1月13日提出

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会
会長 平間 小四郎

岩瀬町・真壁町・大和村合併協議会の調整内容

協定項目	24 - 16 町村立学校(園)の通学区域	専門部会	教育部会	分科会	学校教育分科会
調整内容	町村立学校(園)の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。				
現 況					
区 分	岩瀬町	真壁町	大和村		
小学校	小学校 学校数 5校 学級数 56学級 児童数 1,432人	小学校 学校数 4校 学級数 48学級 児童数 1,199人	小学校 学校数 2校 学級数 16学級 児童数 407人		
	岩瀬小学校 ・学級数 20 学級 ・児童数 534 人 (34名) ()内は、青木地区からの通学者 ・通学区域 東区一・東区二・東区三・西区・ 元岩瀬・大岡・常盤町・犬田・ 鍬田(新田)・青柳・富谷・御領・ 明日香・富士見台・東桜川・西桜川	真壁小学校 ・学級数 22 学級 ・児童数 588 人 ・通学区域 真壁 古城 山尾 田 伊佐々 羽鳥 飯塚 亀熊 塙世 源法寺	雨引小学校 ・学級数 8 学級 ・児童数 212 人 ・通学区域 本木 大曾根 東飯田 阿部田 羽田		
	坂戸小学校 ・学級数 9 学級 ・児童数 246 人 ・通学区域 長方南・長方北・中泉・上野原地新田・ 下泉・本郷・堤上・西飯岡・大泉・ 飯淵・久原・富岡・鍬田(本田)	谷貝小学校 ・学級数 7 学級 ・児童数 126 人 ・通学区域 細芝 下谷貝 上谷貝 東矢貝 大塚新田	大国小学校 ・学級数 8 学級 ・児童数 195 人 ・通学区域 大国玉 高久 金敷 高森 青木		
		紫尾小学校 ・学級数 7 学級 ・児童数 200 人 ・通学区域 酒寄 椎尾 東山田			

区 分	岩 瀬 町	真 壁 町	大 和 村
	<p>南飯田小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 1 0 学級 ・児童数 2 4 7 人 ・通学区域 <ul style="list-style-type: none"> 中里・入野本田・入野新田・門毛東・ 門毛西・南飯田・間中・平沢・池亀・ 山口・坂本・大月・小塩・福崎・ 亀岡 <p>羽黒小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 1 3 学級 ・児童数 3 5 8 人 ・通学区域 <ul style="list-style-type: none"> 西小埜一・西小埜二・西小埜三・ 加茂部一・加茂部二・高幡・松田・ 東友部・羽黒駅前・西友部・上城・ 戸・谷中・稻荷橋・磯部・稻 <p>猿田小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 4 学級 ・児童数 4 7 人 ・通学区域 <ul style="list-style-type: none"> 今泉・木植・猿田・曾根 	<p>樺穂小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 1 2 学級 ・児童数 2 8 5 人 ・通学区域 <ul style="list-style-type: none"> 上小幡・下小幡・長岡・白井・桜井 原方 	

区 分	岩瀬町	真壁町	大和村
中 学 校	中学校 学校数 2校 学級数 21学級 生徒数 762人	中学校 学校数 2校 学級数 21学級 生徒数 662人	中学校 学校数 1校 学級数 9学級 生徒数 282人
	<p>東中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 10 学級 ・生徒数 362 人 ・通学区域 南飯田小・羽黒小・猿田小学校区 <p>西中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 11 学級 ・生徒数 400 人(13名) ()内は、青木地区からの通学者 ・通学区域 岩瀬小・坂戸小学校区 	<p>桃山中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 15 学級 ・生徒数 435 人 ・通学区域 真壁小学校、紫尾小学校区域 <p>桜川中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 8 学級 ・生徒数 227 人 ・通学区域 谷貝小学校、樺穂小学校区域 	<p>大和中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級数 9 学級 ・生徒数 282 人 ・通学区域 大和村全域
幼 稚 園	坂戸幼稚園 定員 70名 園児数 28名 通園区域 岩瀬町全域	まかべ幼稚園 定員 210名 園児数 190名 通園区域 真壁町全域	やまと幼稚園 定員 280名 園児数 125名 通園区域 大和村全域